

報道関係者 各位

## 大刀洗町職員の処分について

地方公務員法に基づき、令和8年1月1日付けて、職員の処分を行いましたので、次のとおり公表します。

### 1 被処分者

大刀洗町教育委員会 管理職（50歳代）男性

### 2 事案の概要

被処分者は、平成30年から令和2年の宿泊を伴う出張において、出張事実のない「カラ出張」はなかったものの、旅費請求に当たり宿泊証明書の偽造を複数回行った。また、現時点において、宿泊施設にデータが残っておらず宿泊事実を確認できない宿泊が2泊分あった。

このため、宿泊施設にデータが残っておらず宿泊事実の確認がとれなかつた2泊分の宿泊料の返還を求めるとともに、懲戒処分に処し、併せて、管理職が非違行為を複数回行ったことは、地方公務員法第28条第1項3号に該当すると認め、降任の分限処分としたもの。

### 3 処分内容

懲戒処分 停職2月、宿泊料（2泊）の返還

分限処分 降任

### 4 再発防止策・町長コメント

今回の事態を重く受け止め、職員の非違行為に対しては厳正に対応するとともに、今後とも法令遵守を徹底し、再発防止と町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

大刀洗町長 中山哲志

#### 【お問合せ先】

[事業担当] 大刀洗町総務課

平田

電話 0942-77-0171

[広報担当] 大刀洗町地域振興課協働推進係

福島

電話 0942-77-0173

#### 【ニュースリリースを町HPにも掲載しています】

FAXを手にとられた方は、大刀洗町ホームページ掲載のカラー版をご覧ください。

TOP→町政情報→広報・広聴→報道発表

URL <https://www.town.tachiarai.fukuoka.jp/list00155.html>